

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する株主総会当日の対応について

この度は、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されている方々には一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

さて、2020年8月27日(木曜日)開催予定の当社第49期定時株主総会において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みとして、下記のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解並びにご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

記

<書面による議決権行使についてのお願い>

- ・ [新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面による議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申し上げます。](#)

なお、書面による議決権行使の方法をご活用するにあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月26日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたく重ねてお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・ 感染予防にマスク等をお持ちいただき、ご来場の際にはマスク等のご着用をお願い申し上げます。
- ・ 当社の入口、会場の受付付近にアルコール消毒液を準備しております。入退出の際には手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・ 当社の入口にて検温を実施いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。
なお、37.5℃以上の発熱が認められる方、体調がすぐれないとお見受けする方にはご入場をお断りする場合がございますので、ご了承くださいませよう重ねてお願い申し上げます。
- ・ 当日の受付には2メートルの距離を保つなどの感染予防策を講じているため、受付が混雑し待機されるよう当社の運営スタッフが申し出ることがございます。受付業務の運営にご協力をお願い申し上げます。

- ・ ご来場後、体調がすぐれないと感じられる方は、運営スタッフにお申し出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 会場の座席の間隔を十分に確保するよう対応しているため、座席数が大きく減少しております。来場者数が座席数を超えた時点でご入場をお断りする場合がございますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ 感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方又は当日の体調がすぐれない方におかれましては、ご来場に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ 感染予防策として、株主総会を効率よく運営したいと考えております。招集ご通知に記載する内容について、事前のご確認をお願い申し上げます。

<株主総会の当社の対応について>

- ・ 当社の役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 議長席に簡易的な飛散防止のシールドを設けさせていただきます。
- ・ 本年に限り、お土産の配布を取り止めさせていただき、併せて当日のお飲み物の配布につきましても取り止めさせていただきます。
- ・ 報告事項等における詳細なご説明を省略し、簡潔に分かり易くご説明するよう心掛け、株主総会を効率よく運営してまいります。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況により上記内容を更新する場合がございます。

以 上

(提供書面)

第 49 期 事 業 報 告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済対策を受けて雇用や所得環境は改善しつつ底堅く推移していたものの、米中貿易摩擦や地政学的リスクの高まりに加え、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大によって国内外の景況は急激に悪化し、企業の設備投資は極めて不透明な状況に陥りました。

このような状況の下、当社グループは「お客様視点のものづくり」を基本原点に、新製品開発の促進、提案営業の展開、保守サービスの充実、付加価値の改善等に積極的に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は第4四半期に入り、当社グループの営業活動やサービス活動の自粛、展示会中止による商機の消失、操業度の低下又はお客様の機械稼働の悪化などを引き起こし、当社グループの業績に悪影響を及ぼし始めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,056百万円(前年同期比17.7%減)、営業利益は532百万円(前年同期比36.8%減)、経常利益は542百万円(前年同期比37.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は350百万円(前年同期比45.2%減)となりました。

当社グループにおける品目別売上高の概況は、以下のとおりであります。

「形鋼加工機」

建設需要は底堅く推移していたものの、当初開催予定であった2020年東京オリンピック・パラリンピックの準備期間を受けて都心部の建設工事の順延又は中断等が計画されており、企業の設備投資の需要が低調であったことから、売上高は3,497百万円(前年同期比8.7%減)となりました。

「丸鋸切断機」

米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響を受け、自動車関連業界は停滞から生産調整に入り、企業の設備投資の需要が伸びなかったことから、売上高は356百万円(前年同期比63.8%減)となりました。

「金型」

機械本体の出荷台数の減少に伴い、機械に付帯する金型が影響を受けたことから、売上高は408百万円(前年同期比10.2%減)となりました。

「その他(受託事業)」

工作機械の生産減少に伴い、子会社のタケダ精機株式会社の売上高が171百万円(前年同期比28.8%減)となったことから、売上高は206百万円(前年同期比25.0%減)となりました。

「部品・サービス」

迅速な対応で「お客様満足度の向上」を図るようサービス活動を展開し、サービスの売上高は伸びたものの、部品の売上高は伸びなかったことから、売上高は586百万円(前年同期比1.4%減)となりました。

なお、部品の売上高は491百万円(前年同期比3.3%減)、またサービスの売上高は95百万円(前年同期比9.9%増)となっております。

品目別売上高の内訳は、次のとおりであります。

期 別 品 目		第48期		第49期 (当連結会計年度)	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
製 品	形 鋼 加 工 機	3,831,484	62.4	3,497,977	69.2
	丸 鋸 切 断 機	983,797	16.0	356,019	7.0
	金 型	455,316	7.4	408,919	8.1
	そ の 他 (受 託 事 業)	276,086	4.5	206,996	4.1
小 計		5,546,684	90.3	4,469,913	88.4
部 品		508,170	8.3	491,184	9.7
サ ー ビ ス		86,766	1.4	95,313	1.9
合 計		6,141,621	100.0	5,056,410	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は281百万円であります。主に製造設備の老朽化対応等に設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様視点のものづくり」を基本原点に、建築鉄骨業界・製缶板金業界に形鋼加工機、自動車関連業界・鋼材加工業界に丸鋸切断機を主力製品として事業を展開し、グローバルな競合他社に負けない競争力を強化すべく基盤体制づくりを進めております。

また、市場の拡大を図り、企業価値を高め、安定した収益を確保できる企業体質の構築を目指してまいります。

具体的には、以下に掲げる経営課題に取り組んでまいります。

① 製品開発力の強化

マーケティング力を養い、お客様がご要望する人手不足の解決策として、省人化・省段取りに対応する製品開発の強化と先端技術を積極的に活用したサービスの強化を図ってまいります。また、グローバルな環境に適応した製品開発を実施し、年間2機種の新製品を市場投入できる体制を恒常化してまいります。

② 海外売上高の拡大

形鋼加工機は、重点戦略エリアである東アジア・東南アジアの鋼構造物需要及びインフラ整備関連需要の取込みをターゲットとする販売活動を展開してまいります。また、丸鋸切断機は、販路の新規開拓と販売強化を図り、海外売上高の拡大に挑戦してまいります。

③ 付加価値の向上

国内外においてブランディング活動を行い、当社グループの魅力を再定義・発信していくことによって市場への浸透と付加価値の向上を図ってまいります。また、ICT技術の活用による業務改善活動の活性化と定着化、生産活動の効率化による生産リードタイムの短縮・適正在庫の把握・在庫コントロールの強化、製品・サービスの品質向上によるムダ取りを徹底し、付加価値を生み出す高収益企業を目指してまいります。

④ 人材育成の強化

OJT・OFF-JTによる自律した人材の育成に積極的に努め、各種資格取得推進による従業員の成長と技術・技能レベルの向上を図るなど、当社グループ全体の総合技術力・人間力の強化に積極的に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 2017年5月期	第47期 2018年5月期	第48期 2019年5月期	第49期 (当連結会計年度) 2020年5月期
売上高(千円)	5,167,241	5,374,704	6,141,621	5,056,410
経常利益(千円)	624,080	661,706	861,120	542,084
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	436,464	451,665	640,224	350,947
1株当たり当期純利益(円・銭)	476.24	490.80	695.89	381.51
総資産(千円)	6,251,131	6,272,107	6,384,500	6,447,290
純資産(千円)	2,795,170	3,190,159	3,745,968	4,029,618
1株当たり純資産額(円・銭)	3,036.90	3,467.32	4,071.98	4,380.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年12月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第46期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第48期の期首から適用しており、第47期の総資産の金額については、当該省令を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タケダ精機株式会社	96百万円	100.0%	製缶・板金、製品・装置等の製造販売

(注) 連結子会社は上記の1社であります。なお、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な事業内容(2020年5月31日現在)

- ① 形鋼加工機、丸鋸切断機、金型、その他(受託事業)の製造及び販売
- ② 上記に附帯する一切の業務

(8) 主要な拠点 (2020年5月31日現在)

① 本社及び工場 石川県能美市粟生町西132番地

② 営業所及び駐在所

名 称	所 在 地
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
北 関 東 営 業 所	群 馬 県 前 橋 市
東 京 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
北 陸 営 業 所	石 川 県 能 美 市
大 阪 営 業 所	大 阪 府 箕 面 市
広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
九 州 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
マレーシア駐在所	Selangor, Malaysia

(9) 従業員の状況 (2020年5月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
182名	2名増

(注) 従業員数には、パート等の臨時従業員22名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	3名増	40.9歳	13.6年

(注) 従業員数には、パート等の臨時従業員18名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2020年5月31日現在)

借 入 先	借入額 (千円)
株式会社 北 國 銀 行	311,728
株式会社 商工組合中央金庫	261,260
株式会社 日本政策金融公庫	248,590

2. 株式の状況 (2020年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,080,000株

(2) 発行済株式の総数 1,020,000株(うち自己株式 68,192株)

(3) 株主数

949名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社テーエスワイ	116	12.29
竹田雄一	96	10.09
タケダ機械取引先持株会	50	5.29
伊藤石典	47	4.96
株式会社北國銀行	47	4.94
タケダ精機株式会社	32	3.36
株式会社福井銀行	30	3.15
竹田咲子	27	2.91
伊藤勝信	26	2.74
竹田貴子	26	2.73

(注) 持株比率は、自己株式(68,192株)を控除して計算しております。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況(2020年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	竹田雄一	タケダ精機株式会社 代表取締役社長
専務取締役	吉田末広	営業本部長
取締役	鈴木修平	管理本部長
取締役	伊藤石典	生産本部長
取締役	金田栄悟	公認会計士金田栄悟事務所代表、金田栄悟税理士事務所代表
常勤監査役	岡安勉	
監査役	村西卓	村西卓税理士事務所所長
監査役	阿慈知幸雄	

- (注) 1. 取締役 金田栄悟氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 村西卓、阿慈知幸雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 金田栄悟、監査役 村西卓の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 村西卓氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	支給額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (1)	84,354 (1,930)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	5,380 (1,460)
合 計	8	89,734

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1991年8月28日開催の第20期定時株主総会において年間216,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1991年8月28日開催の第20期定時株主総会において年間24,000千円以内と決議いただいております。
 4. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,710千円が含まれております。なお、当社の役員退職慰労金規程には、社外役員に対して役員退職慰労金を支給しないことを定めております。
 5. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額19,450千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	金 田 栄 悟	公認会計士金田栄悟事務所	代表	当社と公認会計士金田栄悟事務所及び金田栄悟税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		金田栄悟税理士事務所		
監査役	村 西 卓	村西卓税理士事務所	所長	当社と村西卓税理士事務所との間に取引があり、その取引額は当社の事業年度における売上高の0.1%以下であります。

② 当事業年度における主な活動状況

開催の取締役会(監査役会)

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 金 田 栄 悟	当期開催された取締役会17回のうち13回出席いたしました。取締役会では必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。
監査役 村 西 卓	当期開催された取締役会17回のうち13回出席し、監査役会13回のうち13回出席いたしました。取締役会及び監査役会では必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。
監査役 阿 慈 知 幸 雄	当期開催された取締役会17回のうち13回出席し、監査役会13回のうち13回出席いたしました。取締役会及び監査役会では必要に応じ、議案審議等に関して発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 金田栄悟、監査役 村西卓及び阿慈知幸雄の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,452千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,452千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積もりの相当性を検討し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合は、会計監査人の解任を決定し、会計監査人の監査品質・総合的な監査能力等に欠陥がある場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会に内部統制委員会を設け、法令及び定款、社内規程の遵守に適合する内部統制システムを構築しております。当該委員会の推進機関である内部監査委員会は、計画的な内部監査活動と内部監査体制を確立し、内部統制システムの整備・運用と業務におけるその有効性・効率性を確保しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の情報(電磁的記録を含む。)は、「文書管理規程」等に基づき、管理部が保存・管理を行っております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「経営リスク管理規程」等に基づき、内部統制委員会が経営リスクに関する基本方針を定め、その見直しや新たな経営リスクに対処しております。このほか、製造物責任法にはPL対策委員会、自然災害等には緊急対策本部を設けるなど、体系的に的確かつ迅速な対応が行えるよう整備しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役の職務権限を定め、取締役会は取締役の経営責任を明確にし、変化する経営環境に対して迅速に対応ができる業務執行体制と社外取締役によるモニタリング体制により、ガバナンスが実効的に機能する経営体制を構築しております。取締役会は、毎月の定時取締役会や必要に応じて臨時取締役会を開催し、各取締役の職務の執行状況や策定した経営目標に対して検証を行うなど、効率的な経営の意思決定を行っております。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社の経営管理事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社の取締役を兼務する当社の取締役(以下「当社の兼務取締役」という。)は子会社の取締役会等の重要会議に出席し、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会に報告をしております。

(b) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を经营风险管理事項として③項の体制に定め、当社グループ全体の经营风险管理を行っております。当社の兼務取締役は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の经营风险管理を推進しております。

(c) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役会が毎月の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催するよう推進し、当社の兼務取締役は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう監督しております。

(d) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の管理部担当取締役は当社の①項の体制に準ずるよう子会社の行動規範を整備し、当社の監査役及び監査室は子会社の取締役と協議し、内部監査を実施しております。

子会社の代表取締役社長は、当該会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款、社内規程を遵守するよう徹底を図り、当社の兼務取締役は、これを監督しております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合は、専門性のある必要な使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令に従うことを定めております。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、前号の使用人に対する人事事項には監査役会の事前同意を得ること、また、監査役の必要な指揮命令権や当該使用人の職務の執行には不当な制限をしないことを定めております。

当該使用人は職務の執行にあたり監査役と協議し、監査役は当該使用人の執行する職務に帯同し監督するなど、当該使用人に対する指示の実効性を高めるよう努めております。

⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、取締役会等の重要会議に監査役の出席を要請し、監査役に報告をしております。また、監査役が監査に必要な質疑、資料等を求めた場合は、迅速に対処しております。

内部通報は、管理部担当取締役が窓口となり、監査役に報告をしております。

(b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の兼務取締役は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の監査役に報告をしております。

子会社からの内部通報は、⑧項(a)と同様の対処をしております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の管理部担当取締役は、「内部通報対応規程」に基づき、内部通報者が不利な取扱いを受けないよう対応しております。

⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役職務の執行に生ずる全ての監査費用を支払い、監査役は職務の執行の効率性・適正性に留意しております。

⑪ その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が実効的な監査体制を整備するよう要請した場合は、適切に対処しております。また、監査役は、取締役及び使用人との情報交換や業務内容を調査するなど、監査の実効性を高めるよう努め、会計監査人との緊密な連携によって監査の充実を図りつつ、会計監査人の監査の独立性と適正性を監視するなど、監査役の監査が実効的に行われるよう職務を執行しております。

(2) (1)項における運用状況の概要

① 企業統治の体制

当社の企業統治体制は、監査役制度を採用し、社外取締役1名を含めた取締役5名の取締役会、社外監査役2名を含めた監査役3名の監査役会で構成しており、経営の合議機能・監視機能・牽制機能を構築し、健全性・公平性・透明性を担保する体制としております。

当社の内部統制システムは、取締役会に設置された内部統制委員会と取締役、監査役、内部監査員の計19名で構成する内部監査委員会により、内部統制システムの整備・運用と業務におけるその有効性・効率性を評価しております。

② 取締役会及び内部統制委員会の主な運用状況

取締役会は、各取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営計画の進捗状況、経営リスク等の審議をしております。

内部統制委員会は、財務報告に係る全社的な内部統制システムは適切であると判断しております。

③ 内部監査委員会の主な運用状況

内部監査委員長(監査室長)は、当社及び子会社の内部監査を実施し、内部統制委員会、内部監査委員会、常勤監査役にそれぞれ報告を行い、業務が適切であることを確認しております。

内部監査委員会は、業務の運用状況の改善案等を審議し、毎月のモニタリングを実施するなど、内部統制システムを推進しております。

④ 監査役会の主な運用状況

監査役会は、監査役監査基準に基づき、審議をしております。

各監査役は取締役会において発言を行い、常勤監査役はその他の重要な経営会議等にも出席して発言、調査を行うなど、監査の充実を図っております。

⑤ その他の主な運用状況

毎月開催する安全衛生委員会は、5 S活動の推進や労働環境の改善に取り組み、職場の活性化を図っております。

製品のクレームにおける経営リスクは、品質保証課が主体となってリスクマネジメントを推進し、各サービス課員がクレーム対応の窓口となってお客様の満足に努めております。その内容は、担当取締役に報告されております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,973,970	流 動 負 債	1,603,310
現金及び預金	1,083,643	支払手形及び買掛金	421,420
受取手形及び売掛金	1,110,405	短期借入金	350,000
製品	1,029,071	1年内返済予定の長期借入金	354,640
仕掛品	283,373	リース債務	88,662
原材料	438,426	未払法人税等	57,975
その他	29,049	賞与引当金	112,655
固 定 資 産	2,473,319	役員賞与引当金	27,450
有 形 固 定 資 産	1,961,222	製品保証引当金	2,880
建物及び構築物	581,137	その他	187,626
機械装置及び運搬具	143,188	固 定 負 債	814,361
土地	967,629	長期借入金	544,462
リース資産	229,724	リース債務	208,313
その他	39,543	役員退職慰労引当金	54,387
無 形 固 定 資 産	192,056	その他	7,198
リース資産	95,888	負 債 合 計	2,417,672
その他	96,168	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	320,040	株 主 資 本	4,042,213
投資有価証券	100,972	資本金	1,874,083
保険積立金	146,641	資本剰余金	44,103
繰延税金資産	60,299	利益剰余金	2,292,572
その他	15,267	自己株式	△168,546
貸倒引当金	△3,140	その他の包括利益累計額	△12,594
資 産 合 計	6,447,290	その他有価証券評価差額金	△12,594
		純 資 産 合 計	4,029,618
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,447,290

連結損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,056,410
売上原価	3,583,634
売上総利益	1,472,776
販売費及び一般管理費	939,913
営業利益	532,863
営業外収益	
受取利息	199
受取配当金	3,422
仕入割引	29,941
その他	12,620
営業外費用	
支払利息	13,941
売上割引	22,035
その他	986
経常利益	542,084
特別利益	
固定資産売却益	1,499
特別損失	
投資有価証券評価損	14,774
固定資産除却損	426
税金等調整前当期純利益	528,383
法人税、住民税及び事業税	174,333
法人税等調整額	3,102
当期純利益	350,947
親会社株主に帰属する当期純利益	350,947

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年6月1日残高	1,874,083	44,103	2,015,220	△168,249	3,765,158
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△73,595		△73,595
親会社株主に帰属する当期純利益			350,947		350,947
自己株式の取得				△297	△297
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	277,352	△297	277,054
2020年5月31日残高	1,874,083	44,103	2,292,572	△168,546	4,042,213

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
2019年6月1日残高	△19,189	△19,189	3,745,968
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△73,595
親会社株主に帰属する当期純利益			350,947
自己株式の取得			△297
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,594	6,594	6,594
連結会計年度中の変動額合計	6,594	6,594	283,649
2020年5月31日残高	△12,594	△12,594	4,029,618

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 タケダ精機株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

② たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(販売機械組込み用)については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社グループ所定の基準により計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「賃貸料収入」6,013千円(当連結会計年度は600千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

- | | |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,335,767千円 |
| 2. 担保に供している資産及びその対応債務 | |
| 長期借入金11,680千円及び1年内返済予定の長期借入金19,330千円の担保に供しているものは、次のとおりであります。 | |
| 機械装置及び運搬具 | 40,750千円 |

3. 当座貸越契約

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,850,000千円
借入実行残高	350,000千円
差引額	2,500,000千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,020,000	—	—	1,020,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	100,062	130	—	100,192

(注) 普通株式の自己株式の増加130株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年8月29日 定時株主総会	普通株式	76,499千円	80円00銭	2019年5月31日	2019年8月30日

(注) 配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	76,144千円	80円00銭	2020年5月31日	2020年8月28日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額には、連結子会社が保有する当社普通株式に対する配当金が含まれております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。借入金の使途は運転資金であり、リース債務は設備投資に必要な資金調達を目的としております。また、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,083,643	1,083,643	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,110,405	1,110,405	—
(3) 投資有価証券 その他の有価証券	100,972	100,972	—
資 産 計	2,295,021	2,295,021	—
(1) 支払手形及び買掛金	421,420	421,420	—
(2) 短期借入金	350,000	350,000	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	899,102	897,531	△1,570
(4) リース債務 (流動負債のリース債務を含む)	296,976	297,114	137
負 債 計	1,967,499	1,966,066	△1,433

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、並びに(4) リース債務(流動負債のリース債務を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	4,380円93銭
2. 1株当たり当期純利益	381円51銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

1. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	39,994千円
退職給付費用	39,994千円

2. 金額の表示単位について

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,619,628	流 動 負 債	1,390,520
現金及び預金	861,163	支払手形	283,411
受取手形	389,204	買掛金	166,563
売掛金	695,588	短期借入金	350,000
製品	1,006,951	1年内返済予定の長期借入金	233,951
仕掛品	286,180	リース債	37,627
原材料	353,485	未払払	128,602
前払費用	7,723	未払費用	3,106
その他	19,331	未払法人税等	57,975
固 定 資 産	1,937,310	前受り金	725
有形固定資産	1,373,864	預賞与引当金	10
建物	424,290	賞与引当金	90,603
構築物	15,929	役員賞与引当金	19,450
機械及び装置	105,403	製品保証引当金	2,880
車両運搬具	8,193	その他	15,613
工具器具及び備品	35,233	固 定 負 債	463,171
土地	733,845	長期借入金	370,659
リース資産	50,969	リース債	44,570
無形固定資産	155,393	役員退職慰労引当金	45,601
電話加入権	840	その他	2,341
ソフトウェア資産	93,752	負 債 合 計	1,853,691
リースその他	1,000	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	408,051	科 目	金 額
投資有価証券	99,212	株 主 資 本	3,715,841
関係会社株	159,906	資本金	1,874,083
出資	180	利益剰余金	2,020,842
従業員貸付	888	利益準備金	37,116
保険積立	90,667	その他利益剰余金	1,983,726
繰延税金資産	48,587	特別償却準備金	16,477
その他	8,608	固定資産圧縮積立金	6,013
資 産 合 計	5,556,938	繰越利益剰余金	1,961,235
		自 己 株 式	△179,085
		評価・換算差額等	△12,594
		その他有価証券評価差額金	△12,594
		純 資 産 合 計	3,703,246
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,556,938

損 益 計 算 書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,887,813
売 上 原 価		3,569,123
売 上 総 利 益		1,318,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		857,590
営 業 利 益		461,099
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	190	
受 取 配 当 金	10,589	
仕 入 割 引	39,012	
そ の 他	7,545	57,338
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,124	
売 上 割 引	22,038	
そ の 他	584	29,747
経 常 利 益		488,690
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,499	1,499
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,894	
固 定 資 産 除 却 損	426	13,320
税 引 前 当 期 純 利 益		476,870
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153,703	
法 人 税 等 調 整 額	3,667	157,371
当 期 純 利 益		319,498

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		利益準備金	そ の 他	利 益	剰 余 金	
		特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
2019年6月1日残高	1,874,083	29,466	32,954	7,819	1,707,602	1,777,843
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△76,499	△76,499
当期純利益					319,498	319,498
利益準備金の積立		7,649			△7,649	—
特別償却準備金の取崩			△16,477		16,477	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△1,805	1,805	—
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	7,649	△16,477	△1,805	253,632	242,999
2020年5月31日残高	1,874,083	37,116	16,477	6,013	1,961,235	2,020,842

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年6月1日残高	△171,539	3,480,386	△20,033	△20,033	3,460,353
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△76,499			△76,499
当期純利益		319,498			319,498
利益準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
自己株式の取得	△7,545	△7,545			△7,545
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）			7,438	7,438	7,438
事業年度中の変動額合計	△7,545	235,454	7,438	7,438	242,893
2020年5月31日残高	△179,085	3,715,841	△12,594	△12,594	3,703,246

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	7年～50年
機械及び装置	2年～10年
車両運搬具	4年～6年
工具器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(販売機械組込み用)については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社所定の基準により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,632,696千円

2. 担保に供している資産及びその対応債務

長期借入金11,680千円及び1年内返済予定の長期借入金17,680千円の担保に供しているものは、次のとおりであります。

機 械 及 び 装 置 40,750千円

3. 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当 座 貸 越 極 度 額 2,400,000千円

借 入 実 行 残 高 350,000千円

差 引 額 2,050,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 務 94,174千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売 上 高 2,756千円

仕 入 高 766,883千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

23,892千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	63,762	4,430	—	68,192

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加130株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の増加4,300株は、連結子会社であるタケダ精機株式会社が利益剰余金を原資とする配当として、当該会社が保有する当社普通株式を当社に現物配当したものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	5,295千円
投資有価証券評価損	3,001千円
ゴルフ会員権評価損	3,425千円
製品保証引当金	876千円
減価償却費	3,346千円
賞与引当金	27,579千円
役員賞与引当金	5,920千円
未払事業税	4,540千円
役員退職慰労引当金	13,880千円
その他有価証券評価差額金	6,325千円
その他	11,543千円
繰延税金資産小計	85,735千円
評価性引当額	△27,305千円
繰延税金資産合計	58,429千円

繰延税金負債

特別償却準備金	△7,210千円
固定資産圧縮積立金	△2,631千円
繰延税金負債合計	△9,841千円
繰延税金資産の純額	48,587千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 役員及び個人主要株主等
関連当事者との取引に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	タケダ精機株式会社	96,000	製缶・板金、製品・装置等の製造販売	所有直接 100.00	仕入先	工作機械部品の仕入等(※1)	766,883	支払手形	46,553
								買掛金	47,054
								未払金	566
						仕入割引(※2)	14,248	—	—
						受取配当金(※3)	7,247	—	—

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 ※1 取引価格については、市場価格を勘案してその都度交渉の上決定しております。
 ※2 仕入割引については、市場金利を勘案して合理的に割引率を決定しております。
 ※3 連結子会社であるタケダ精機株式会社が利益剰余金を原資とする配当として、当該会社が保有する当社普通株式4,300株を当社に現物配当したものであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 3,890円75銭
2. 1株当たり当期純利益 335円29銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 7 月13日

タケダ機械株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 二 口 嘉 保 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 二階堂 博文 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タケダ機械株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タケダ機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年 7 月13日

タケダ機械株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二 口 嘉 保 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タケダ機械株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月27日

タケダ機械株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	岡 安 勉	Ⓔ
社 外 監 査 役	村 西 卓	Ⓔ
社 外 監 査 役	阿 慈 知 幸 雄	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとしており、当社グループの経営体質の強化と将来の事業展開に向けて必要な内部留保を確保しつつ、配当性向、業績を総合的に勘案した配当を継続していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、これらの配当政策に基づき、当期の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 80円 総額 76,144,640円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年8月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の 数
1	たけ だ ゆう いち 竹 田 雄 一 (1975年4月19日生)	2006年8月 当社入社 2008年6月 営業部(工機チーム)課長 2009年6月 営業部部長 2009年12月 経営企画室長 2010年8月 専務取締役経営企画室長(営業部管掌) 2013年6月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) タケダ精機(株) 代表取締役社長	96,030株
2	よし だ すえ ひろ 吉 田 末 広 (1957年10月13日生)	1990年12月 (株)タケダテクニカル(現当社)入社 2003年6月 営業部課長(広島営業所長) 2009年6月 営業部部長(大阪営業所長) 2009年12月 営業部西日本担当部長 2010年8月 取締役営業部長(技術サービス部管掌) 2014年6月 常務取締役営業部長 2017年6月 専務取締役営業本部長(現任)	1,000株
3	すず き しゅう へい 鈴 木 修 平 (1962年12月27日生)	1985年4月 (株)北國銀行入行 2014年4月 同行監査部長 2016年4月 同行退職 2016年4月 当社入社(管理部付) 2016年8月 取締役管理部長(現任)	500株
4	い とう いし のり 伊 藤 石 典 (1973年9月5日生)	2012年3月 コマツ産機(株)退職 2012年4月 タケダ精機(株)入社 2014年10月 同社取締役工場長 2016年8月 同社退職 2016年8月 当社取締役製造部長 2017年6月 取締役生産本部長(現任)	47,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	かね だ えい ご 金 田 栄 悟 (1964年9月22日生)	1988年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 2003年9月 同法人社員 2011年8月 同法人退職 2011年9月 公認会計士金田栄悟事務所代表（現任） 金田栄悟税理士事務所代表（現任） 2016年8月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士金田栄悟事務所代表 金田栄悟税理士事務所代表	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金田栄悟氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 金田栄悟氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士、税理士事務所代表としての経験、公認会計士としての豊富な監査経験、税理士としての専門的知見を有していることから、これらを当社の経営の監督、経営の効率化に活かしていただけるものと判断しております。
現在、同氏が代表を兼職する公認会計士金田栄悟事務所及び金田栄悟税理士事務所と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
同氏が過去に所属していた有限責任あずさ監査法人(2011年8月退職)は、第31期(2002年5月期)まで当社との取引がありましたが、これを除き、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者の金田栄悟氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は金田栄悟氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

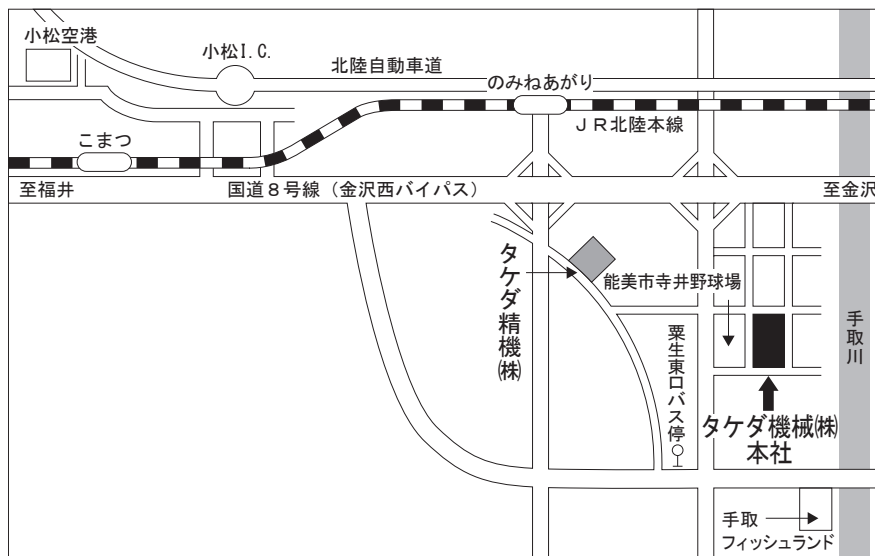
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
なかしま たかし 中島 隆 (1949年11月25日生)	1976年8月 伊藤会計事務所入所 2019年2月 村西卓税理士事務所入所(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中島隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中島隆氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、財務及び会計に関する長年の業務経験と専門的知見を相当程度有していることから、これらを当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。
- 現在、同氏が所属する村西卓税理士事務所は当社との取引がありますが、その取引額は当社の事業年度における売上高の0.1%以下であることから、補欠の社外監査役としての独立性に影響はないと判断しております。これを除き、当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 中島隆氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 場所 石川県能美市粟生町西132番地
当社 本社3階会議室
TEL 0761-58-8211(代表)
- 交通 小松空港 タクシー20分
JR北陸本線小松駅下車 タクシー15分
バス(北陸鉄道) 粟生東口バス停下車 徒歩10分



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する株主総会当日の対応として、本年に限り、お土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。